

新料金

出雲ドームを占有する場合の利用料（令和8年4月1日以降）

アマチュアスポーツ使用の場合(5人以上の団体とする。)										
使用時間	使用区分		入場料を徴収しない				入場料を徴収する			
			中学生以下	高校生	一般		中学生以下	高校生	一般	
	スポーツ団体等	その他			スポーツ団体等	その他				
	時間\単位	円	円	円	円	円	円	円	円	円
基本時間帯	6時～8時	平日	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
		平日以外	5,040	6,960	12,960	46,080	8,640	12,240	24,000	90,000
	9時～12時	平日	6,300	8,700	16,200	57,600	10,800	15,300	30,000	112,500
		平日以外	7,560	10,440	19,440	69,120	12,960	18,360	36,000	135,000
	13時～15時	平日	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
		平日以外	5,040	6,960	12,960	46,080	8,640	12,240	24,000	90,000
	15時～17時	平日	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
		平日以外	5,040	6,960	12,960	46,080	8,640	12,240	24,000	90,000
	18時～20時	平日	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
		平日以外	5,040	6,960	12,960	46,080	8,640	12,240	24,000	90,000
	20時～22時	平日	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
		平日以外	5,040	6,960	12,960	46,080	8,640	12,240	24,000	90,000
	9時～17時	平日	14,700	20,300	37,800	134,400	25,200	35,700	70,000	262,500
		平日以外	17,640	24,360	45,360	161,280	30,240	42,840	84,000	315,000
	13時～22時	平日	16,800	23,200	43,200	153,600	28,800	40,800	80,000	300,000
		平日以外	20,160	27,840	51,840	184,320	34,560	48,960	96,000	360,000
9時～22時	平日	21,000	29,000	54,000	192,000	36,000	51,000	100,000	375,000	
	平日以外	25,200	34,800	64,800	230,400	43,200	61,200	120,000	450,000	
特別時間帯	6時～22時のうち、上記に定める時間区分以外で1時間につき	平日	2,100	2,900	5,400	19,200	3,600	5,100	10,000	37,500
		平日以外	2,520	3,480	6,480	23,040	4,320	6,120	12,000	45,000
	22時～6時で、1時間につき	平日	2,500	3,400	6,400	23,000	4,300	6,100	12,000	45,000
		平日以外	3,000	4,080	7,680	27,600	5,160	7,320	14,400	54,000

- 備考
- 平日以外の日に使用する場合は、上記金額の2割相当額を加算した額とする。
  - 平日以外の日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの間及び4月30日から5月2日までの間をいう。
  - 「特別時間帯」の使用については、市長が特に必要と認めた場合に限る。
  - 「スポーツ団体等」とは、体育協会に加盟している競技団体、地域のスポーツ団体、その他これらに類する団体をいう。
  - スポーツ団体等が使用する場合であっても、宣伝、広告活動等を伴う大会等は、「その他」の欄に区分されるものとする。
  - 会場の準備、撤去で使用する場合は、市長が特に必要と認めた場合は、上記金額の2分の1の金額とすることができる。

新料金

出雲ドームを占有する場合の利用料（令和8年4月1日以降）

アマチュアスポーツ以外に使用する場合										
使用時間	使用区分		入場料を徴収しない			入場料を徴収する				
			集会・式典	見本市・展示会	音楽・芸能・プロスポーツ等の興行	集会・式典	見本市・展示会	音楽・芸能・プロスポーツ等の興行		
	円	円							円	円
	時間\単位	円	円	円	円	円	円	円	円	円
基本時間帯	6時～8時	平日	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800		
		平日以外	46,080	57,120	68,160	134,160	167,040	200,160		
	9時～12時	平日	57,600	71,400	85,200	167,700	208,800	250,200		
		平日以外	69,120	85,680	102,240	201,240	250,560	300,240		
	13時～15時	平日	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800		
		平日以外	46,080	57,120	68,160	134,160	167,040	200,160		
	15時～17時	平日	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800		
		平日以外	46,080	57,120	68,160	134,160	167,040	200,160		
	18時～20時	平日	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800		
		平日以外	46,080	57,120	68,160	134,160	167,040	200,160		
	20時～22時	平日	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800		
		平日以外	46,080	57,120	68,160	134,160	167,040	200,160		
	9時～17時	平日	134,400	166,600	198,800	391,300	487,200	583,800		
		平日以外	161,280	199,920	238,560	469,560	584,640	700,560		
	13時～22時	平日	153,600	190,400	227,200	447,200	556,800	667,200		
		平日以外	184,320	228,480	272,640	536,640	668,160	800,640		
9時～22時	平日	192,000	238,000	284,000	559,000	696,000	834,000			
	平日以外	230,400	285,600	340,800	670,800	835,200	1,000,800			
特別時間帯	6時～22時のうち、上記に定める時間区分以外で1時間につき	平日	19,200	23,800	28,400	55,900	69,600	83,400		
		平日以外	23,040	28,560	34,080	67,080	83,520	100,080		
	22時～6時で、1時間につき	平日	23,000	28,500	34,000	67,000	83,500	100,000		
		平日以外	27,600	34,200	40,800	80,400	100,200	120,000		

- 備考
- 平日以外の日に使用する場合は、上記金額の2割相当額を加算した額とする。
  - 平日以外の日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの間及び4月30日から5月2日までの間をいう。
  - 「特別時間帯」の使用については、市長が特に必要と認めた場合に限る。
  - 物品販売、宣伝等営利を目的として使用する場合は、「入場料を徴収する」に区分されるものとする。
  - 会場の準備、撤去で使用する場合は、市長が特に必要と認めた場合は、上記金額の2分の1の金額とすることができる。